

令和 7 年度
新潟市子ども条例周知・啓発等業務委託
仕様書

新潟市
こども未来部こども政策課

1 業務名

新潟市子ども条例周知・啓発等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的及び基本的な考え方

目的

令和 4 年 4 月に施行された新潟市子ども条例（以下「本条例」という。）は、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを実現することを目的に、子どもが有する基本的な権利やこれを保障するためのおとなの責務等を定めたものである。

本条例の内容や令和 6 年 8 月に設置した子どもの権利相談室について、権利の主体である子どもや、子どもを取り巻くおとなを含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨や相談室の概要を理解してもらうとともに、さらなる周知による認知度の向上を図ることを目的とする。

条例施行 4 年目となる令和 7 年度においては、新たに子どもの権利相談室の活動報告や子どもの意見表明などを行うフォーラム等を実施するとともに、これまで行ってきた幅広い世代に向けた周知・啓発を継続し、子どもの権利や子どもの権利相談室の周知を図る。

4 委託業務の内容

(1) 周知・啓発計画の作成

受託者は、委託者の本条例に係る令和 7 年度全体事業スケジュールを踏まえ、各周知・啓発対象に対する具体的な年間周知・啓発計画を策定し、委託者の承認を得ること。

(2) 新潟市子ども条例フォーラム（仮称）の運営・調整、広報

ア 内容

委託者において、本条例や子どもの権利相談室、いじめの防止に係る取組を周知するフォーラムを 12 月までの間で実施できるよう計画している。本市の子どもの権利について考え学ぶ機会を創出することを目的としている。

受託者においては、委託者が決定した企画に沿って事前準備及び当日の運営・司会進行・記録、広報、集客につながるような独自企画を行う。

参考（委託者にて実施）

フォーラムの実施（案）について

実施日時及び会場、実施内容、出演者については委託者が決定し、企画の決定や会場の予約を行う。実施会場の設備費については委託者

の負担とする。

- ・日時：令和 7 年 8 月から 12 月の間で 1 回 2～3 時間の開催
- ・会場：新潟市万代市民会館 6 階多目的ホール及び 4 階各室
(新潟市中央区東万代町 9 番 1 号)
- ・実施内容：子ども条例の概要、子どもの権利相談室の活動報告
子どもの権利に関する講演
パネルディスカッション
- ・集客目標：220 名（ただし会場変更により修正する場合がある）
- ・留意事項：現状の案であるため、実施形態や内容、コンセプトなど
今後変更となる可能性がある。

イ 事前準備及び当日の運営・司会進行・記録

委託者が示す企画に基づき、委託者及び実施会場の管理者等との事前調整、当日の運営、司会進行を行う。

当日の進行については、220 名以上の講演などで司会を行った実績を持ち、円滑な運営を行うスキルを持つ人材を用意すること。

各取組の様子を写真や動画で記録し、委託者へ提出すること。

ウ フォーラムの広報について

SNS 広告、広報紙面、ポスターなどを活用し、市民全体への周知を図る。子どもを含む市民全体であることを踏まえた上で、受託者にて周知手法の提案を行い、委託者と協議の上で手法を決定する。

a SNS 広告（Instagram、X など）、Web 広告

利用が見込まれる世代（子ども及び小・中学生がいると推定される家族）をターゲットにして実施する。

- ・実施期間 令和 7 年 7 月から 12 月のうち指定した期間
- ・新潟市在住、男女、10 歳代以上をターゲット設定
- ・推定リーチ数 100,000 人以上（表示）

b 広報紙面（雑誌、フリーペーパーなど）や Web 紙面への掲載

(a) 制作

フォーラムの詳細を中心に紹介し、興味を引くデザイン・文言を使用することで集客につながるよう留意して記事を制作すること。また、本市が全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちというイメージを踏まえて制作すること。

また、効果的な周知を図るための媒体について、提案すること。

(b) 記事の掲載

適切な時期に記事を展開する期間を設定し、掲載すること。

(c) 内容

- ・フォーラムの詳細及び本条例や子どもの権利相談室の概要。
- ・より多くの市民の関心を惹くことを念頭に広告記事を制作すること。
- ・広告記事のサイズおよび掲載回数は 1 回以上。掲載スペース

は紙面全面とする。

- ・紙媒体の場合は、4万部以上の発行があり、市内全域で配布または販売されている媒体であること。
- ・Web紙面の場合は紙媒体と同等の規模を持つこと。今後行われる審査会において、インプレッションを記載すること。

c 集客につながるような独自企画

フォーラム同日に本条例と関連したイベントや記念品の配布などの企画を行う。本状に関連する内容で家族や友人など来場者が楽しめる内容とする。

- ・現時点で提供可能なスペース

万代市民会館 4 階会議室 面積 70 m² (10m×7m)

(3) 子どもの権利相談室紹介チラシの制作

昨年度制作したデータを活用し、校正を行った上で制作する。なお、数量等については、発注段階での予定であり、委託者及び受託者協議のうえで変更となる可能性がある。

ア チラシの規格等（各対象共通）

- ・寸法：A4、両面、両観音折り
- ・印刷：オールカラー（4C）
- ・用紙：マットコート 90kg 相当
- ・データ：ai データ
- ・校正：文言の修正を行う可能性あり
修正がある場合は校正を 2 回以上行う
- ・その他：委託者が指定する部数で梱包すること

イ 数量

6,000 部

ウ 制作工程

時期	委託者	受託者	備考
R 7. 6 中旬	チラシ下原稿データ →	下原稿受領 初校制作	修正がある場合は別途指示
R 7. 6 中旬	初校確認 ←	チラシ・カード校正	
R 7. 6 下旬	初校戻し →	初校修正反映	
R 7. 6 下旬	二校確認 ←	二校制作	
R 7. 6 下旬	二校戻し →	二校修正反映	印刷製本
R 7. 7 月上旬	納品受領 ←	完成版納品	

(4) 広報媒体を活用した周知・啓発

令和 6 年度の本条例施行後の周知・啓発の取組状況を踏まえ、本条例

及び子どもの権利相談室の趣旨を幅広い世代に理解してもらい、自分ごととして捉えてもらうため、マスメディアや SNS 等を活用し 2 つ以上を組み合わせ、受託者の創意工夫により広報コンテンツを制作し、これを発信する。

ア 広報ターゲット

新潟市在住の子ども及び子育てを行っている 20～40 代をメインターゲットとしつつ、その親世代（祖父母世代）にも訴求できるよう考慮する。

イ 使用メディア

- ・Instagram、X（旧 Twitter）などの SNS や Web 広告におけるターゲット指向性広告。10 月から 11 月にかけて 1～2 か月間程度実施。
- ・新潟市内に幅広く配付・流通している新聞、フリーペーパー、雑誌、Web 紙面等の記事広告。10 月から 11 月にかけて 1 回以上掲載。掲載スペースは紙面全面とする。
- ・テレビスポットやインターネットテレビ CM 用動画制作（15 秒）及び放映。

ウ 留意事項

- ・委託者が所管する新潟市公式 LINE アカウントなどと適宜連携を図ること。
- ・テレビスポット CM の活用は現時点での想定であり、予算上限の範囲内でより効果のある媒体に変更する等の提案を行うことを妨げない。
- ・内容は受託後に委託者との協議の上、決定する。

(5) 子どもや親子が集うスポットにおける集中的な広報の実施

子どもや親子が利用する施設・店舗が集うエリアにおける一定期間の広報を実施する。

(ア) エリアの選定

万代エリアや新潟駅前エリアなどの一定の範囲で、1 日の通行量が 20,000 人を超える場所が含まれていること。

(イ) 期間

11 月中に 2 週間以上実施すること。実施時期については受託後に委託者と協議のうえ決定する。

(ウ) 内容

- ・子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」を強調した内容で、複数の媒体や手法を組み合わせることで通行人等の興味を引き付ける媒体及びデザインとし、掲載費のほか制作費を含むこと。

(使用媒体例：屋外看板+デジタルサイネージ+ノベルティ配布など)

- ・2 週間連続して掲示すること
- ・2 ヶ所以上に掲示すること

- ・休日によくの利用者が見込めるエリアであること

(6) 本条例及び子どもの権利相談室の認知度に係るアンケート調査

認知度を把握するため、令和7年度末までに（令和7年12月想定）本条例の認知度を図るための簡易アンケート調査を実施する。

ア 実施方法等

- ・アンケート項目は委託者にて設定する。
- ・アンケートはWEBフォームで実施することを前提とし、当該フォームは受託者にて制作する。
- ・アンケートの集計は受託者にて行い、集計内容を報告書にとりまとめたうえで委託者に報告する。

イ 留意事項

- ・広報媒体を活用した周知・啓発業務におけるSNS等との連携を図りながら、より多くのユーザーにリーチし、回答率の向上に努めること。
- ・回答率を向上させるため、抽選で一定数の回答者に景品を提供することとし、景品の取得に係る費用及び発送費等は受託者が負担すること。

(7) ノベルティの製作

11月の「子どもの権利推進月間」前後に実施される各種イベントで配布する、子育て世代のほか幅広い世代の興味を引くノベルティを製作する。手に取ってもらうことで「新潟市子ども条例」及び「子どもの権利相談・救済機関」を知り、興味関心をもつきっかけづくりとする。

ア ターゲット

子ども及び現役で子育てを行っている世代（20～40代）をメインターゲットとしつつ、幅広い世代にも訴求できるよう考慮する。

イ 内容

- ・幼児まで使用できる物品（例：色塗りができるバック、カラーペンシル、フレークシール等）。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」などを使用した子ども向けの優しいデザインとすること。「新潟市子ども条例」の文言及び子ども条例HPにリンクする2次元コードを可能な限り含めること。
- ・小学生が日常的に学習などで使用できる文房具（例：ノート、クリアファイル等）。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。子どもの権利相談室公式キャラクター「ここうさ・ここねこ」などのイラストを用いるなどした子ども向けの優しいデザインとすること。「新潟市子ども条例」の文言及び子ども条例HPにリンクする2次元コードを可能な限り含めること。

- ・中学生からおとなまでが日常的に使用できる物品（例：カラー付箋、メモ帳等）。安全性が担保され持ち運びしやすいこと。「新潟市子ども条例」の文言を含めること。

ウ 数量

- ・ 幼児向け 500 個
- ・ 小学生向け 1,000 個
- ・ 中・高生からおとな向け 500 個

エ 留意事項

- ・ ポケットティッシュは除くこと。
- ・ ターゲットの興味を引く物品、デザインを提案すること。
- ・ 小学生向けは 9 月中旬までに納品すること。その他は 9 月末までに納品すること。

(8) 企画提案による周知・啓発

ア イベントの企画

(ア) 内容

- ・ 11 月に実施する本市主催のイベントにおいて、「新潟市子ども条例」に関連する体験等を提供する。「子どもの権利」について幼児から小学生までが親しむことができる内容で、効率的かつ効果的に企画、制作及び実施すること。
会場は発注段階で未定であるものの、本事業に係る委託者の出店スペースとして 4 m × 4 m を予定。そのほか委託者側としてチラシ配布や塗り絵体験などを実施予定。
- ・ イベントは指定日に 1 回開催する。

(イ) 留意事項

- ・ 独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・ 本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・ 具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・ 委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。
- ・ 日時及び会場については、調整により変更となる可能性がある。

イ 自由提案

(ア) 内容

上記項目以外の効率的かつ効果的な周知・啓発等業務を受託者のみ企画・制作及び実施すること。

(イ) 留意事項

- ・独自性を発揮した効果的な提案を行うこと。
- ・本事業の目的を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。
- ・実施内容は委託者と協議の上、決定すること。
- ・委託者が従事者を配置する必要がある場合は、必要な従事者数について委託者と協議を行った上、十分な期間を設けて事前準備を行うこと。

(9) 成果品及び納品

上記業務について、次のとおり成果品を納品すること。なお、成果品のうち、PDF については、Adobe Acrobat DC 2017 以降、Microsoft Word 及び Excel については、Office2013 以降、Adobe Illustrator については、Illustrator17 以降のバージョンとし、CD-R 等の記録媒体により納品することとする。

ア 周知・啓発計画

- ・最終校 PDF 及び Excel データ

イ 新潟市子ども条例フォーラム（仮称）の運営・調整、広報

- ・当日の集客状況を記載した実施結果報告書（PDF データ）
※PDF データは WEB 掲載を想定し複数の圧縮率で提出すること
- ・当日の様子を写真(jpg、png)や動画で納品すること

ウ 子どもの権利相談室紹介チラシの制作

- ・最終校 PDF 及び ai データ

エ 広報媒体を活用した周知・啓発

- ・広報に係るコンテンツ PDF データ
- ・SNS 広告及びスポット CM 等については、掲載期間やリーチ状況等をまとめた実績報告書（PDF データ）
- ・動画については解像度 1080p 以上、アスペクト比縦：横＝9：16
DVD 及びデータでの納品

オ 本条例の認知度に係るアンケート調査

- ・WEB フォームスクリーンショット等 PDF データ
- ・アンケート調査集計結果 Excel データ（表・グラフによりまとめ、回答生データを別シートに含むこと）
- ・アンケート調査結果報告書（PDF 及び Word データ）

カ 企画提案による周知・啓発

- ・提案内容により委託者、受託者の協議により決定する。

キ 事業完了後

- ・委託事業全体の成果をまとめた実績報告（PDF データ）
- ・ア～カの各種データを格納した CD-R

5 共通留意事項

- (1) 委託者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方協議の上変更することができるものとする。
- (2) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (3) 本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- (4) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と随時協議を行い、委託業務を進めること。
- (5) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所等があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿（令和7年4月）に登録されている者とするに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ本市の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (6) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。

(7) 著作権等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。

イ 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて委託者に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。

ウ 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについては、上記ア及びイに記載の限りではない。

ただし、当該素材を使用する前に受託者は委託者に申し出を行うこと。